



平成 28 年 2 月 26 日

各 位

会社名 京王電鉄株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 永田 正
(コード番号 9008 東証第1部)
問合せ先 総務法務部文書・株式担当課長
森次 麻里香
(電 話 042-337-3114)

「株主優待制度」拡充について

当社では、当社株式の魅力をより高め、当社の電車を利用する機会の少ない方にも当社株式を保有していただけるよう、株主優待乗車証（株主優待乗車券・株主優待パス）について、西東京バス株式会社（以下、「西東京バス」という）が発行する金額式 IC 定期券に交換できる制度を以下のとおり導入いたします。

1 実施内容

①株主優待乗車券（切符式）との交換

株主優待乗車券 28 枚を 1 単位として、西東京バスが発行する金額式 IC 定期券「最低区間運賃・1 カ月分」と交換します。また、複数単位での交換も可能とします。なお、交換受付期間は、株主優待乗車券の有効期間中の 6 カ月間とします。

②株主優待パス（定期券式）との交換

電車全線優待パス 1 枚または電車・バス全線優待パス 1 枚と西東京バスが発行する金額式 IC 定期券「区間運賃 200 円・6 カ月分」を交換します。なお、交換受付期間は、株主優待パスの有効期間の最初の 1 カ月間とします。

③その他

上記以外の運賃・期間の金額式 IC 定期券との交換については、上記で指定した運賃・期間の定期券発行金額を基準とし、株主様が現金で超過分を支払うことで交換可能とします。

ただし、基準を下回る金額式 IC 定期券を選択した場合の差額の返金はありません。

また、京王電鉄バスとの共通定期券は金額式 IC 定期券として発売しておらず、交換対象外となります。

2 交換方法

西東京バス定期券販売窓口に株主優待乗車証を持参していただき、金額式 IC 定期券と交換いたします。

なお、交換を受け付ける窓口は次の 5 カ所とします。

- ①八王子駅北口案内所 ②檜原営業所 ③恩方営業所
- ④五日市営業所 ⑤青梅営業所

3 実施時期

平成 28 年 3 月 31 日現在、株主名簿に記録されている株主様への株主優待から、実施いたします。

以 上